

貸金業界の現状について

資料 (1) 月次統計資料(1月公表分)

資料 (2) 貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査報告

平成 21年 2月 3日

 日本貸金業協会

目 次

I. 貸金業者について

1. 貸金業者数と協会員数の推移
2. 協会員の業態別構成
3. 協会員の規模別構成
4. 貸金業者の特徴

II. 貸金市場の動向

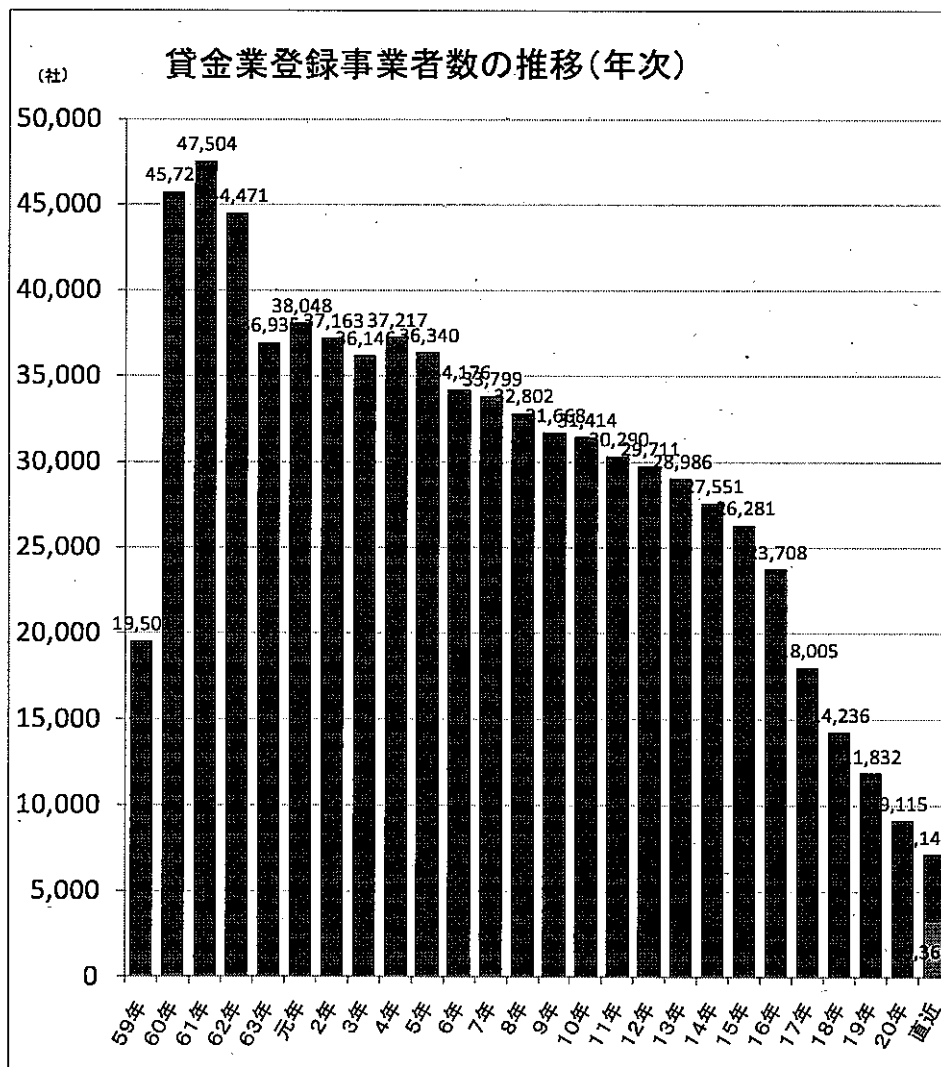
1. 月末貸付残高の推移
2. 月間貸付金額(供与額)の推移
3. 月間契約数の推移

III. 貸金業者の経営動向

1. 審査姿勢の変化
2. 成約率の状況(消費者向無担保貸付)
3. 総量規制導入の影響
4. 利息返還請求の実態

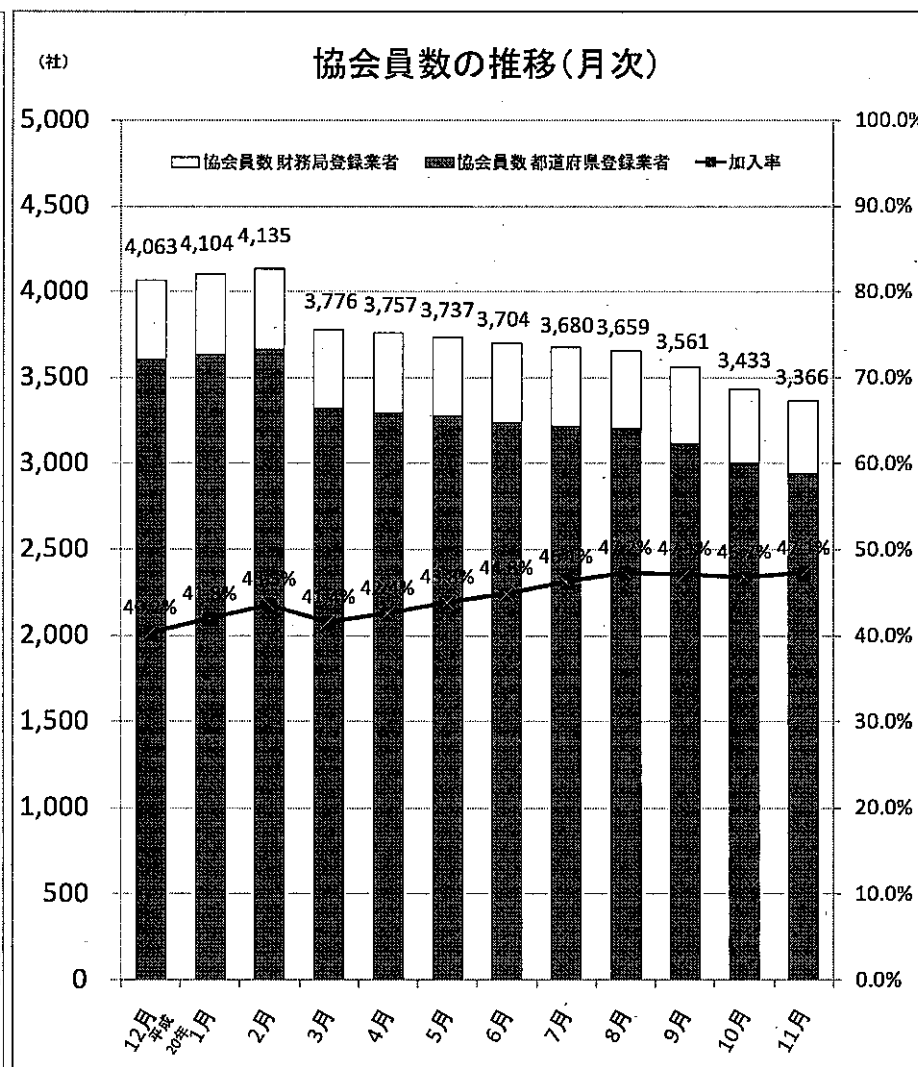
＜参考＞利息返還請求に係る10社調査

1. 貸金業者数と協会員数の推移



※各年度末時点(3月)の数値
 ※直近は平成20年11月末の数値

出典: 金融庁貸金業関係統計資料



出典: JFSA月次統計資料

2. 貸金業者の業種別構成

協会員は以下12分類^(※)の業態で構成。(各社による申告)

業態名	定義 (要約)	事業者数		残高	
		(社)	(%)	(百万円)	(%)
1 消費者向無担保貸金業者	・消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、 ・無担保(除住宅向)貸付残高が最も多い	1,563	46.4%	9,694,751	39.0%
2 消費者向有担保貸金業者	・消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、 ・有担保(除住宅向)貸付残高が最も多い	297	8.8%	234,201	0.9%
3 消費者向住宅向貸金業者	・消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、 ・住宅向貸付残高が最も多い	47	1.4%	329,033	1.3%
4 事業者向貸金業者	・事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、 ・下記5～12のいずれにも該当しない	873	25.9%	3,765,759	15.1%
5 手形割引業者	・事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、 ・手形割引残高が5割以上	96	2.9%	93,344	0.4%
6 クレジットカード会社	・日本クレジットカード協会に加盟している	178	5.3%	3,382,831	13.6%
7 信販会社	・割賦購入あっせん業者として登録している	57	1.7%	4,658,500	18.7%
8 流通・メーカー系クレジット会社	・電気機械器具関係・自動車関係の公益法人に加盟している ・日本百貨店協会、日本チェーンストア協会等に加盟している	41	1.2%	1,533,765	6.2%
9 建設・不動産業者	・建設・不動産関係の公益法人に加盟している	92	2.7%	205,098	0.8%
10 質屋	・質屋の許可を受けている	6	0.2%	1,266	0.0%
11 リース会社	・(社)リース事業協会に加盟している	56	1.7%	962,027	3.9%
12 日賦貸金業者	・日賦貸金業者として登録されている	60	1.8%	7,549	0.0%
合計	(数値は11月末時点)	3,366	100.0%	24,868,124	100.0%

※ 当分類は、金融庁貸金業関係統計資料における分類に準拠

出典: JFSA 11月末時点の協会員情報から作成

3. 協会員の規模別構成

◆ 資本金別業者構成

	件数	構成比	残高	構成比
	(社)		(百万円)	
個人	1,216	36.1%	60,922	0.2%
法人	2,150	63.9%	24,807,202	99.8%
2,000万円未満	1,120	33.3%	524,765	2.1%
5,000万円未満	405	12.0%	460,844	1.9%
5,000万円以上	625	18.6%	23,821,593	95.8%
合計	3,366	100.0%	24,868,124	100.0%

◆ 貸付残高別業者構成

	件数	構成比	残高	構成比
	(社)		(百万円)	
1,000万円未満	797	23.7%	1,597	0.0%
1億円未満	1,197	35.6%	48,462	0.2%
500億円未満	1,302	38.7%	3,076,700	12.4%
5,000億円未満	59	1.8%	9,516,075	38.3%
5,000億円以上	11	0.3%	12,225,290	49.2%
合計	3,366	100.0%	24,868,124	100.0%

出典: JFSA 11月末時点の協会員情報から作成

4. 貸金業者の特徴

複数の業態にまたがる

- ✓ 12業態分類
- ✓ 兼業が多く、他の協会・団体に加盟している業者が多い

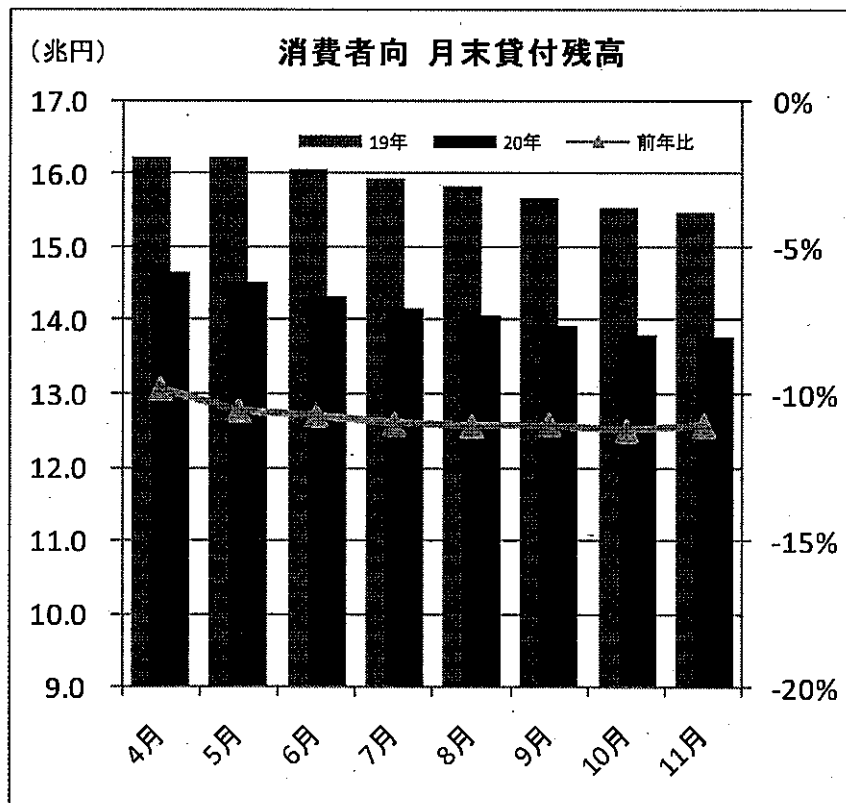
業者数が多い

- ✓ 登録事業者数 : 7, 140 協会員数 : 3, 366 (共に11月末時点)
- ⇒ 業者数は減少傾向、今後も減少が加速
背景には、① 法改正、② 資金調達、③ 景気動向

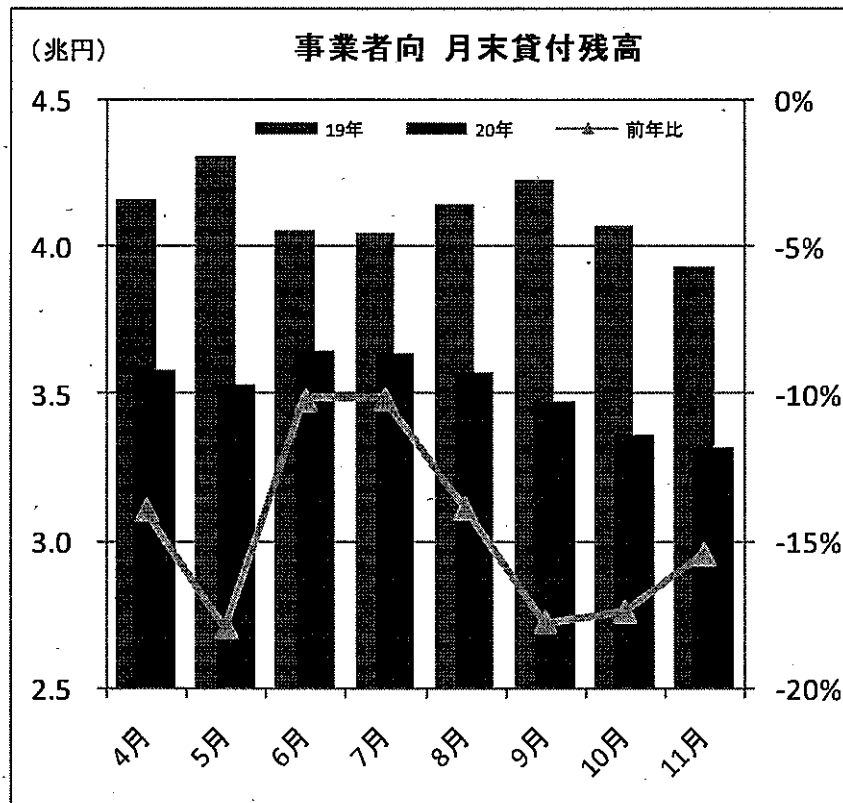
業者規模の格差

- ✓ 資本規模 : 個人経営、法人経営 (資本金1万円 ~ 1兆円)
- ✓ 融資残高規模 : 0円 ~ 1兆円超

1. 月末貸付残高の推移



消費者向貸付残高: 消費者向の[無担保貸付]、[有担保貸付]、[住宅向貸付]を合計したもの。

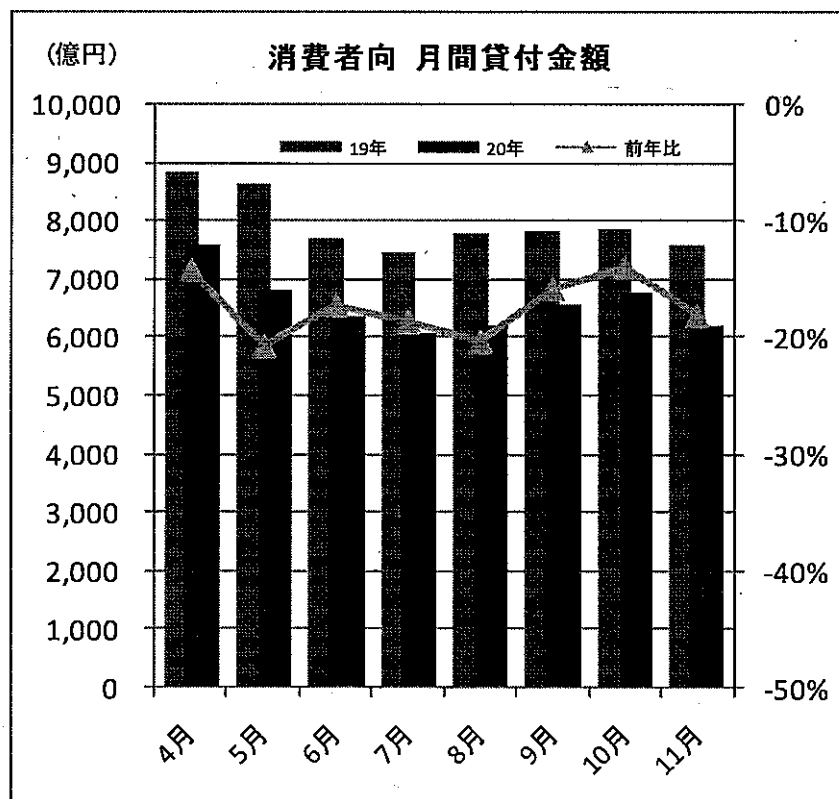


事業者向貸付残高: 事業者向の[信用貸付(無担保・保証付)]、[担保貸付(不動産・証券他)]を合計したもの。

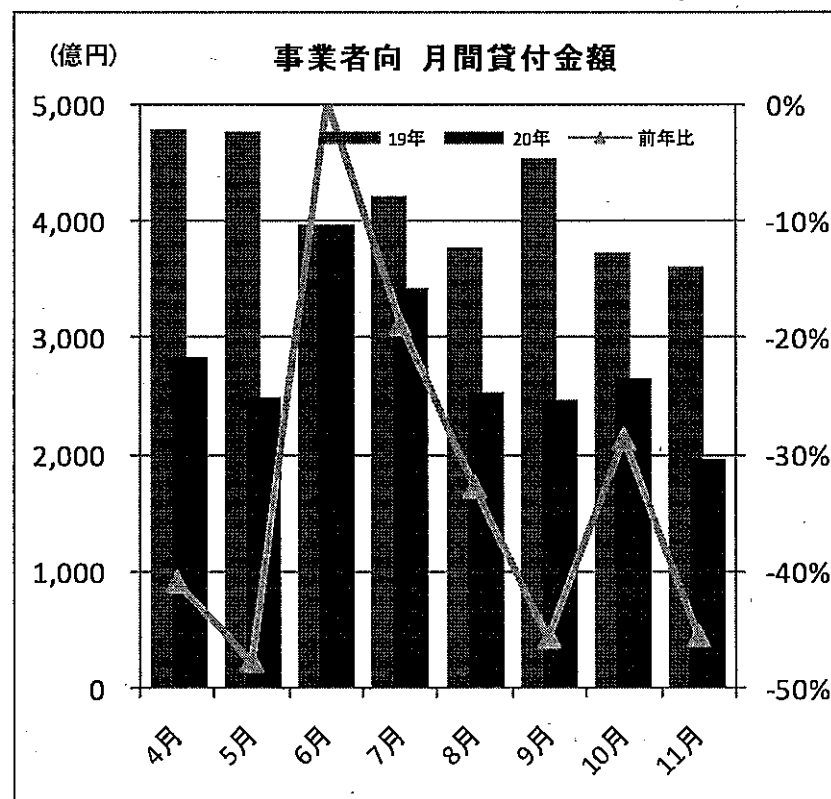
出典: JFSA 月次統計資料

- ◆ 消費者向貸付残高は、1年半 (H19.4~H20.11) で16.3兆円 → 13.8兆円へ。(▲15%減)
- ◆ 事業者向貸付残高は、1年半 (H19.4~H20.11) で 4.2兆円 → 3.3兆円へ。(▲20%減)

2. 月間貸付金額(供与額)の推移



消費者向貸付金額: 消費者向の[無担保貸付]、[有担保貸付]、[住宅向貸付]を合計したもの。

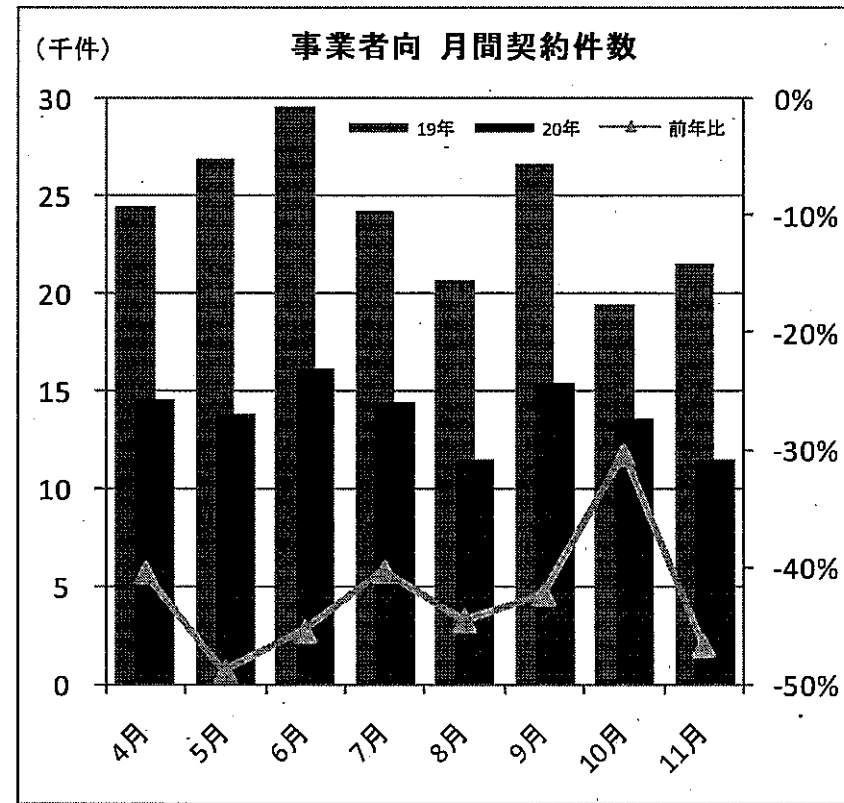
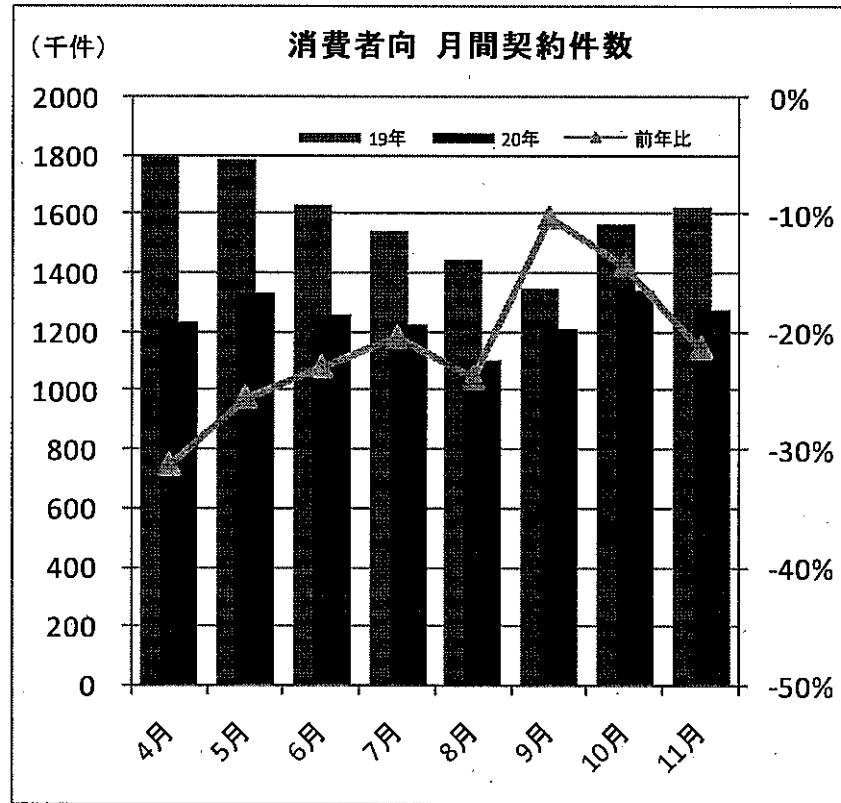


事業者向貸付金額: 事業者向の[信用貸付(無担保・保証付)]、[担保貸付(不動産・証券他)]を合計したもの。

出典: JFSA 月次統計資料

- ◆ 消費者向貸付金額は、前年同月比▲15%～▲20%程度で推移。
- ◆ 事業者向貸付金額は、月毎にばらつきがあるが、概ね前年同月比▲30%～▲45%で推移。

3. 月間契約数の推移



消費者向契約件数: 消費者向の[無担保貸付]、[有担保貸付]、[住宅向貸付]を合計したもの。

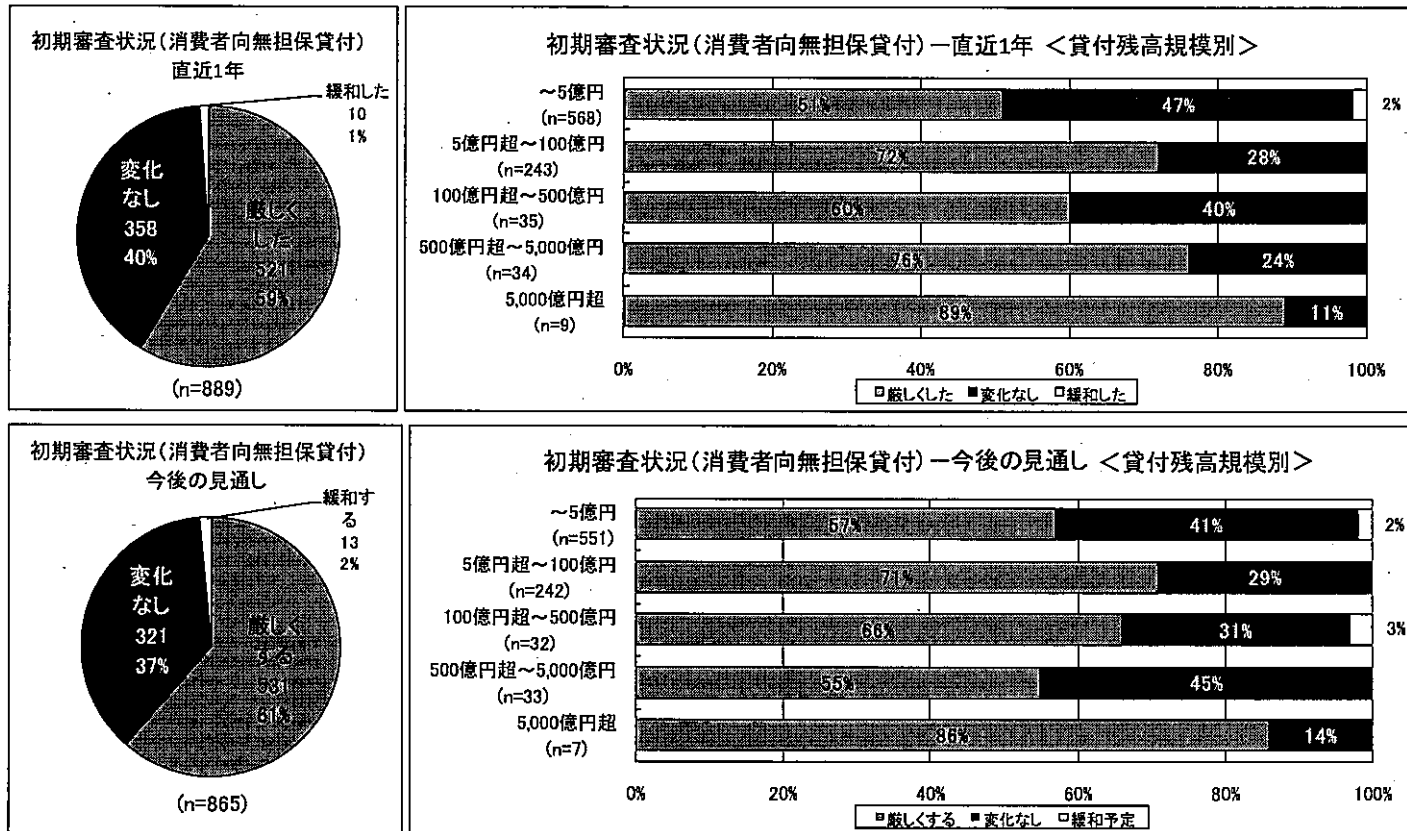
事業者向契約件数: 事業者向の[信用貸付(無担保・保証付)]、[担保貸付(不動産・証券他)]を合計したもの。

※契約件数には、キャッシング機能付きクレジットカード、ローンカードの発行枚数も含まれる

出典: JFSA 月次統計資料

- ◆ 消費者向月間契約数は、前年同月比▲10%～▲30%程度で推移。
- ◆ 事業者向月間契約数は、前年同月比▲30%～▲50%程度で推移。

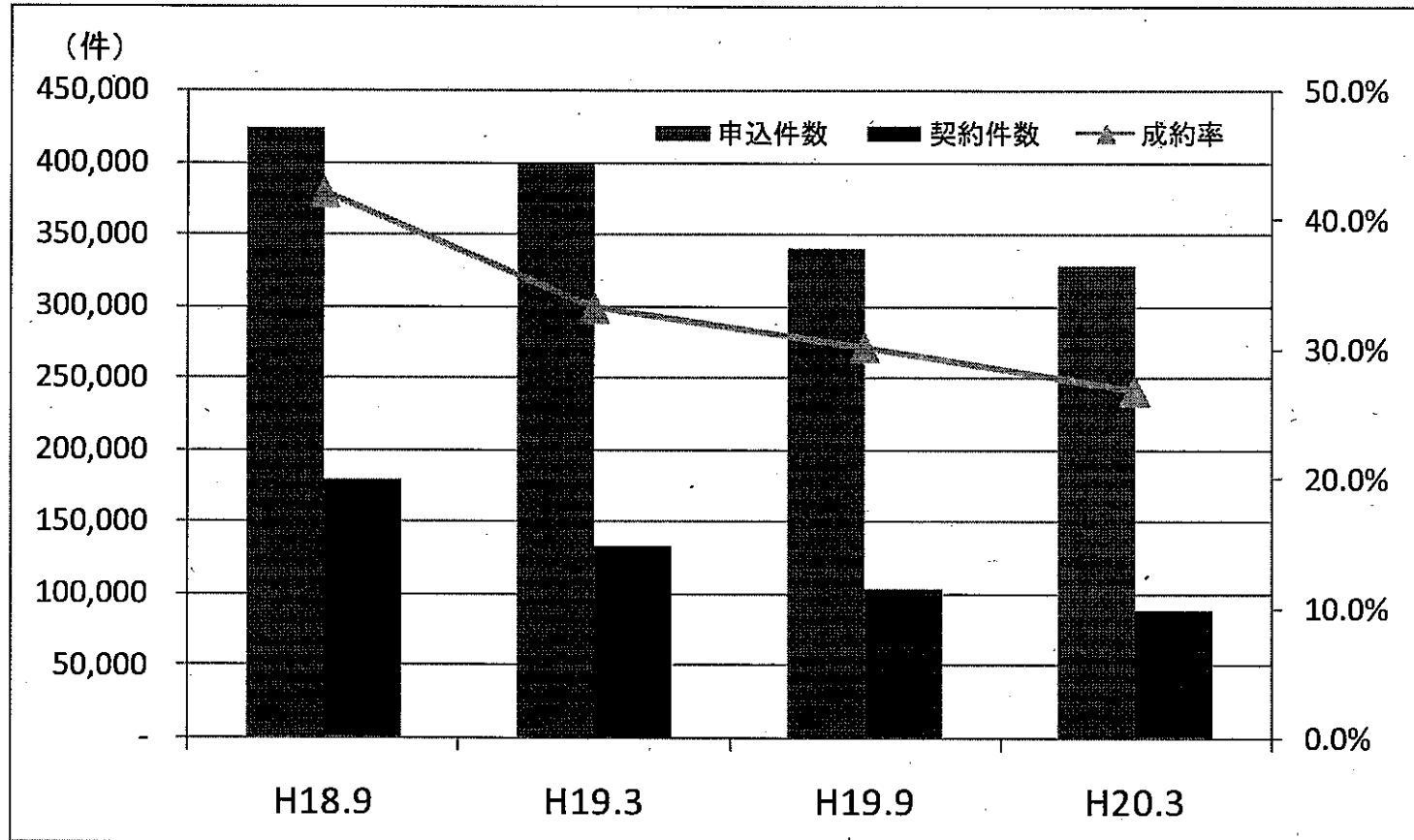
1. 審査姿勢の変化



出典:JFSA 経営実態調査

- ◆ 融資申込みに対する審査姿勢につき、直近1年間と今後の見通しについて調査。
- ◆ 6割程度の事業者が既に審査を厳格化。今後厳格化の見通しも同様に6割程度。

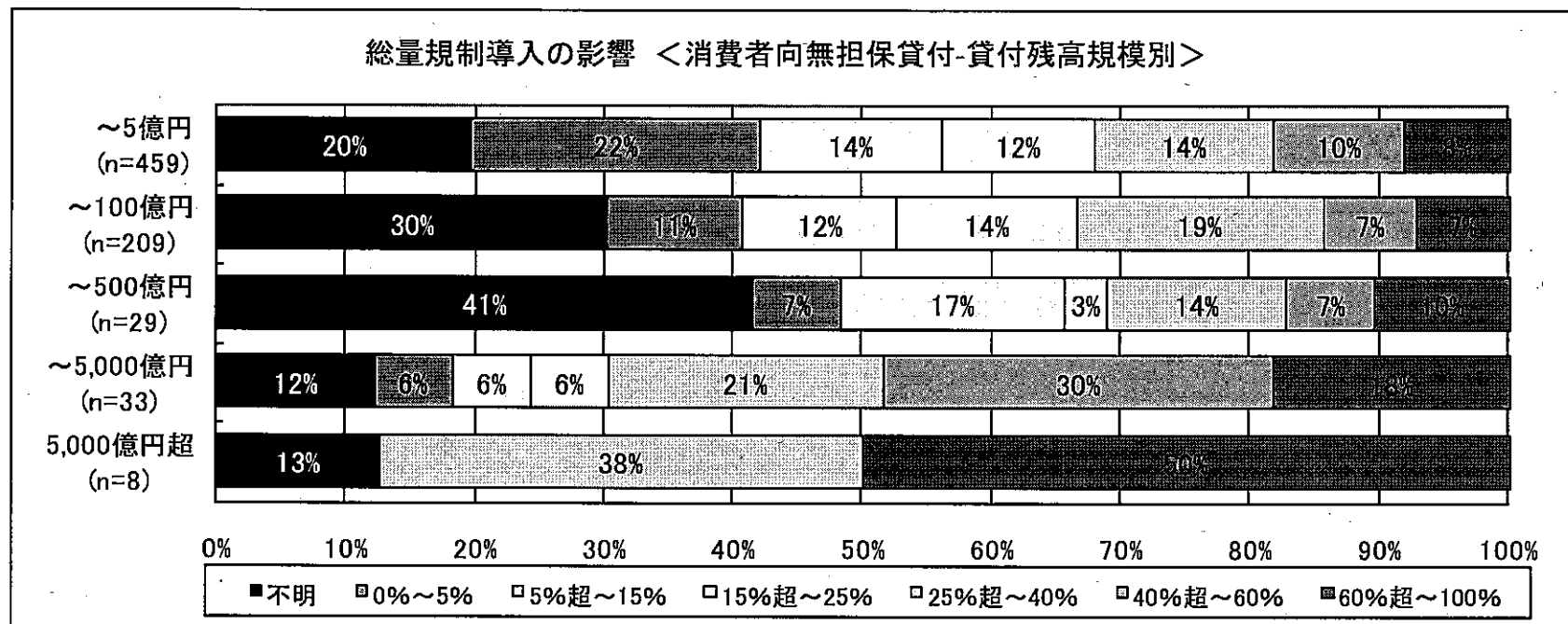
■ 2. 成約率の状況 - 消費者向無担保貸付



出典: JFSA 経営実態調査

- ◆ 成約率は、1年半で約42%から約26%に低下。(H18.9~H20.3)
- ◆ 月間申込数約33万件に対し、契約は9万件。4件に3件は融資断りの状況。(H20.3)

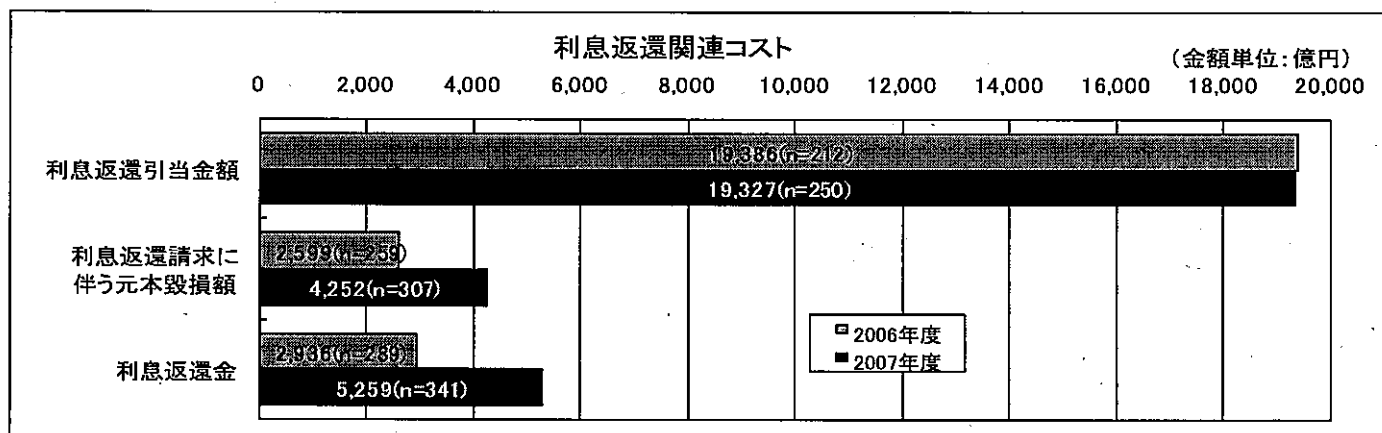
3. 総量規制導入の影響



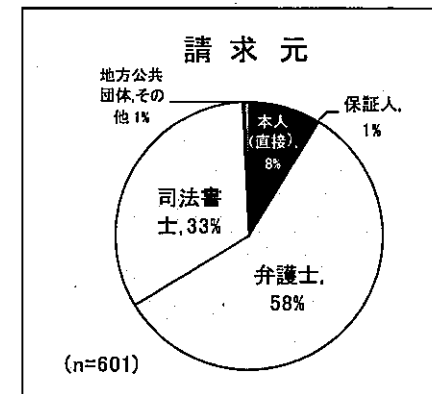
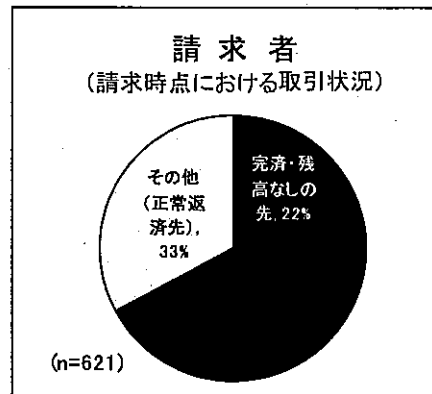
出典:JFSA 経営実態調査

- ◆ 既存貸付債権の内、総量規制に抵触する債権の保有割合を調査。
- ◆ 半数の大手貸金業者は、60%超~100%の保有債権が総量規制に抵触と回答。
- ◆ 該当業者の保有債権件数は約1,100万件であることから、500万件以上に対し、与信見直しが行われる予定。

4. 利息返還請求の実態



請求者のプロフィール (請求者／請求元)



出典: JFSA 経営実態調査

- ◆ 利息返還請求の対応コストは、2年間で3兆円を超える規模。
- ◆ 請求者の請求時点の取引状況は、延滞中が45%。請求元は弁護士司法書士で90%超。

■ <参考> 利息返還請求に係る10社調査

項目		(定義)	10社計	(内大手消費者金融4社計)
◆	月間開示処理件数	直近の中間(本)決算期 6か月間平均	116,506件	79,906件
◆	月間返還件数	直近の中間(本)決算期 6か月間平均	52,551件	35,291件
◆	対応従業員数	履歴開示・利息返還業務に 直接対応している従業員数	1,648人	858人
	(内)正社員数		932人	622人
	(内)非正規社員数		716人	236人
◆	月間直接対応経費	履歴開示・利息返還業務に係る人件費・ 通信費・文書費等の6か月平均 (返還額・償却額・引当額・家賃等は除く)	831百万円	455百万円

出典:JFSA 利息返還調査



2008年12月25日

貸金事業者における改正貸金業法の影響に関する実態調査
～「派遣社員」「非正規社員」等は、今後、新たな借入が困難に～

株式会社NTTデータ経営研究所

株式会社NTTデータ経営研究所（東京都渋谷区、代表取締役社長：佐々木 崇）は、日本貸金業協会（東京都港区、会長：小杉 俊二）からの委託に基づき、日本貸金業協会協会員各社を対象に、「経営実態に関するアンケート調査」を実施いたしました（回答者数：1,419）。

主な調査結果は、2008年10月30日に日本貸金業協会より公表（※）の通りですが、今回、改正貸金業法の完全施行の影響等につきまして、当社にて、調査結果を追加分析いたしましたので、その結果を公表いたします。

【主な調査結果】

1. 「改正貸金業法の施行」「利息返還請求の増加」等を理由に今後も貸付残高は減少する傾向

日本貸金業協会でも公表の通り、今回のアンケート回答事業者の貸付残高は合計で17.4兆円（2006年9月）から15.2兆円（2008年3月）に減少しており、今後も「減少する（見通し）」と回答した貸金事業者が75%（消費者向け無担保貸付）を占めた。

「減少する（見通し）」と判断した根拠を追加分析したところ、「改正貸金業法の施行」（91%）を挙げる貸金事業者が最も多く、「利息返還請求の増加」（52%）、「利用者の借入意識の変化」（39%）、「自社における与信審査モデルの変更」（38%）が続く結果となった。

2. 貸付残高減少の根拠として、「総量規制の導入」「貸付上限金利引下げ」を挙げる貸金事業者が多い

また、改正貸金業法の施行内容の具体的にどのような内容が、貸付残高の減少（見通し）を判断する根拠となっているか確認したところ、「総量規制の導入」（86%）が最も高く、「貸付上限金利の引下げ」（64%）が続く結果となった。

3. 「非正規社員（派遣社員・パート・アルバイト）」「低所得者」等は今後新たな借入が困難に

新規での借入審査を「（今後）厳しくする」と回答した事業者は、「年収400万円未満」「非正規社員（派遣社員・パート・アルバイト）」「自営業」等に当てはまる個人の70%以上が改正貸金業法の影響を受ける可能性があるかと判断しており、生活を維持するためのつなぎ資金を含めて、派遣社員等の非正規社員は、今後、貸金事業者からの資金調達が困難となる可能性が大きい。

4. 中小貸金事業者の上限金利引下げ対応はこれから本格化

新規貸付先に対する上限金利引下げ対応を全件終えた（上限金利引下げに伴い対応が必要な債権比率が0%）貸金事業者の比率は、貸付残高5億円超の貸金事業者で63%～68%となった一方、5億円未満の中小貸金事業者では33%となった。中小貸金事業者は、上限金利引下げ対応が現時点ではまだ進んでおらず、今後、本格化していくことが予想される結果となった。

さらに、上限金利引下げ対応の進捗度ごとに年収や職業を追加分析したところ、「過半が対応未済（上限金利引下げに伴い対応が必要な債権比率が60%超-100%）」の貸金事業者の新規顧客割合は、「低所得者（年収300万円未満）」が5.9割を占め、職業別でも、「非正規社員（パート・アルバイト・派遣）」（1.2割）や「主婦（主夫）」（0.9割）の割合が、比較的高かった。

貸金事業者は、上限金利引下げ時に合わせて審査基準を厳格化する傾向があるため、審査基準厳格化時には、「非正規社員（派遣社員・パート・アルバイト）」等の特定の資金需要者層の資金調達環境が、ますます厳しくなる可能性があることがわかった。

5. 借入件数4件以上のローン利用者は融資停止等の措置を受ける可能性

2007年度末の正常貸付先に対して総量規制への対応がほとんど必要のない（総量規制に抵触可能性のある債権比率が0%-5%）の貸金事業者の比率は、貸付残高5,000億円超の貸金事業者では0%、5億円超から5,000億円以下の貸金事業者が6%～11%となった一方、5億円未満の中小貸金事業者では22%となった。大手貸金事業者は、総量規制の導入への対応が現時点ではまだ進んでおらず、今後、本格化していくことが予想される結果となった。

さらに、総量規制の導入への対応必要度ごとに与信対象先の他社借入件数状況を追加分析したところ、貸金事業者の「総量規制導入への対応必要度」と与信対象先の「他社借入件数の多さ」は、概ね、相関関係にあった。

貸金事業者は、総量規制導入に合わせて与信姿勢を厳格化する可能性があるため、他社借入件数に着目すると、すでに4件以上の借入実績のある資金需要者は、そのほとんどが融資停止等の対応を受ける可能性が想定される結果となった。

以上

(※) <http://www.j-fsa.or.jp/doc/pdf/statistics/081030.pdf>を参照。

◆ 本件に関するお問い合わせ先 ◆

株式会社NTT データ経営研究所

金融コンサルティング本部

佐藤哲士・奥田理 TEL(03)5467-8879

マーケティング部

井上国広 TEL(03)5467-6313 E-mail: webmaster@keieiken.co.jp

次に、前述の初期審査姿勢を「厳しくする」と回答した事業者について、与信対象先を各属性に分類した時の「改正貸金業法の完全施行による影響の可能性」に関し、追加分析を行った。（【図7】）

その結果、初期審査姿勢を「厳しくする」と回答した貸金事業者は、「非正規社員（派遣社員・パート・アルバイト）」「自営業」「年収400万円未満」「他社借入件数3件以上」に当てはまる個人の70%以上が法改正の完全施行の影響を受けると判断していたことが分かった。

「定職がなく所得も低く、他社借入件数の多い」資金需要者は、貸金業法改正によって資金調達が困難となる度合いを増す可能性が高い。

【図7 初期審査厳格化事業者による、完全施行に伴う与信姿勢の変化(消費者向け無担保貸付)】

Q: 3条施行・4条施行による影響の可能性について、各属性の分類ごとに、それぞれ該当する番号1つに○印をつけて下さい。

